



借地権の相続・贈与と 譲渡の税務

～ 借地権の設定から消滅までの課税関係を徹底解説 ～

借地権とは何か、なぜ課税されるのか、その本質を理解していますか?

他人の土地を賃借して建物や構築物を所有している場合、借地権の有無により所得税、相続税、贈与税の課税に影響が及びます。

また、借地権設定時や借地権の異動時にも課税関係が生じます。

そこで、この講座では個人を中心とした借地権の設定から消滅までの課税関係を解説します。

講師

武田 秀和 氏

武田秀和税理士事務所
所長 税理士

昭和50年3月中央大学法学部卒業。昭和50年4月東京国税局総務部採用(国税専門官第5期)。以後東京国税局資料調査課、東京派遣監察官室、浅草・四谷・東村山各税務署資産課税部門に勤務。平成20年8月武田秀和税理士事務所を設立、現在に至る。

《主な著書》

「借地権 相続・贈与と譲渡所得の税務(3訂版)」(税務経理協会)

「不動産の売却にかかる譲渡所得の税金」(税務経理協会)

「遺産分割と遺贈の相続税実務 ポイント解説」(税務研究会)ほか多数。



東京生講座

オンライン **LIVE & アーカイブ**

10/25(火) 14:00-16:00

※オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

※オンラインアーカイブは3営業日後12:00より視聴可能

会場受講 先着 **20** 名様限定

オンライン受講 **無制限**

会場

[浜松町] **ビジョンセンター浜松町**

JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分

東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分、都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

受講料

一般: [会場受講] **20,000**円(税込)
[オンライン]

会員: **無料**

資産税実務研究会 / 定額制クラブ /
資産税オンライン会員

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

借地権とは何か、なぜ課税されるのか、その本質を理解していますか？

他人の土地を賃借して建物や構築物を所有している場合、借地権の有無により所得税、相続税、贈与税の課税に影響が及びます。

また、借地権設定時や借地権の異動時にも課税関係が生じます。

そこで、この講座では、個人を中心とした借地権の設定から消滅までの課税関係を解説します。

講座内容

1. 借地権の概要

- ・借地権の歴史と借地法
- ・借地権と税務

2. 土地の使用貸借と借地権

- ・土地の無償使用等の場合の借地権課税の変遷
- ・使用貸借に係る土地についての相続税及び贈与税の取扱い
- ・使用貸借による借地権の転借があった場合
- ・底地を借地権者以外の者が取得した場合

3. 所得税(譲渡所得)と借地権

- ・借地権の消滅
- ・底地所有者が借地権を取得して譲渡した場合の計算等
- ・借地権と底地の交換

4. 個人・法人と借地権

- ・法人税、所得税、相続税法における借地権
- ・個人の土地に法人が建物を所有している場合の取扱い
- ・相当の地代及び無償返還の届出書と相続税の取扱い

会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 03-5539-3751

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

10/25(火)「借地権の相続・贈与と譲渡の税務」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 生講座会場受講(20名様) オンラインLIVE講座(無制限) オンラインアーカイブ講座(無制限)

種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ会員(無料) 資産税実務研究会 会員(無料) 資産税オンライン会員(無料) 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail